

## 議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和2年4月13日（月）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席議員	田中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席議員	なし	
議長の出席	なし	
職務出席者	鈴木浩次議会事務局長、中島理恵書記	
傍聴者	なし	
開会	午前10時00分	
記録者	議会事務局 鈴木浩次	
審査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
1. 開会	田中委員長	<p>議会活動の在り方検討特別委員会を開会する。</p> <p>お手元に日程表のほかに、綴じたもの「議会活動の在り方検討特別委員会資料」は、会津若松市議会の資料の議員活動の範囲を抜粋したものだ。それから、「議員の派遣、費用弁償に関する質疑応答」を局長に付けてもらった。私からは、これまで届けた資料に基づいた議論を行ってきたが、整理をしてみた。これも、葉山町議会と会津若松市議会の資料を参考にしたもので、事前に副委員長と局長の3人で打合せをして、主に葉山町議会の資料を基に議員活動の区分と、既に渡している岩美町議会の活動概要の、平成31年1月から令和元年12月まで1年間の記録の中に掲げている活動を、区分けした領域ごとに番号を付けて、どれがこれに当たるかを整理したものを、今日、皆さんに渡した。</p> <p>今日の会議では、議員活動の区分けと、実際の我々の会議や活動がどれに該当するかを共通の認識にすることと、その上で、議会活動に伴う議員活動ではない、領域Cとしている議会活動に付随する議員活動の理解を共通にしたい。</p> <p>それから、今日手掛けるわけではないが、その共通認識の上に立って、我々一人一人が自分の活動の日数、時間について、領域A、Bは分かるが、領域Cは一人一人違うので、自身がこれにどれだけ要しているかを、これまで意識して記録しているわけではないので思い起こして確認していくことを、いずれ皆さんにやっていただきたい。そのための共通認識で、今日はそこまでやりたい。</p> <p>あとは、時間の都合もあるが、領域Xについても、葉山町議会の区分けを参考に議論を進めたら進みたい。</p> <p>その予定で進めたいがよろしいか。</p> <p>（「はい」の声）</p>
3. 協議事項	田中委員長	それでは協議事項を進める。
(1) 議会活	田中委員長	私が提供したもの、それから綴じたもので付けている会津若松の

動、議員活動の範囲		資料の中で領域A、Bについて、あらためて見てもらって、分からない点や疑問などがあれば出してもらって、疑問がないようにして先に進みたい。 川口委員。
	川口委員	この岩美町議会の活動概要の中で、委員長が領域A、Bに仕分けしている。前回も言ったが、審議会などの充て職はここに上がっていない。私の所管でいえば、ごみの減量化の審議会（廃棄物減量等推進審議会）とか、都市計画審議会の委員を、産業福祉常任委員から出席しており、それぞれの審議会に係る費用弁償や報酬が執行部から支出されているから、それらの活動は議員活動の領域には入らないと理解すればいいか。
	田中委員長	局長の見解はどうか。
	鈴木議会事務局長	議員活動の時間をカウントするための仕分けということであれば、議員活動が公費の対象になる公務とみなすかどうかということであれば、議員としての公務か、審議会委員としての公務かという仕分けになると思う。執行部の審議会や各種委員会は、議員としてではなくて、審議会や各種委員会の委員としての公務になる。 いま、仕分けをしようとしている目的は、議員としての公務だと思うので、入らない。議員であるから、充て職として審議会などの委員になっているということはあるが、業務の中身は審議会などの業務として仕分けることになると思う。
	柳委員（副議長）	委員長。岩美町は、その部分を他町がしているからということと右に倣わずに、岩美町独自に判断すべきだ。誰がどう考えても費用弁償などにかかってくるということではあるが、出席するのが当たり前だ。もし逆に出なかったらどう批判されるかということと思う。会議の一員として任命されていながら、会議に出なかったときに「議会はなんだ。」と必ず言われる。 よその団体もある程度参考にすべきだが、岩美町は岩美町で、そういうところは堂々と、改めて真剣に考えてもいいと思う。一住民としてではなく、議員として出席してそれなりの発言をする。ほかの委員も、議員としての発言だと捉えていると思う。そのところが難しいと思うけれど、きちんと協議したほうがいいと思う。あくまでもそこは、議員活動として公務性がしっかりあると思う。そうではなく、その委員としての出席だというよその町もあるが、現実的には議員としての活動だ。 そう言い出したら、どこまでが線引きかと、逆戻りしてしまうかもしれないが、そういう専門的な会議に出席するときも、完全な議員活動だと思う。公の立場で出席しているから公務性はあると思う。出席して当たり前で、出なかったときには、「誰々が出てこない」ではなく「議員は出てこない」と批判される。 私自身は、そういう意見だ。
	川口委員	とりあえず、領域A、Bには該当しないということで、別の領域で分けするなら、たとえばCならCとして共通認識にすればいいと思う。その場合は、次の議題の中で議論することになると思う。

		だから、今は領域AにもBにも入らないということの確認だ。
	田中委員長	<p>私見だが、AとBに入れると、AとB、特にBがごちゃごちゃになる。議会の構成メンバーが、そこに充て職として参加しているということであれば、領域Xの町主催行事などと同等な分類にしたほうが整理しやすいと思う。</p> <p>法で定められた議会の活動がAであり、法で定められていないけれど、事実上、そのための協議、調整の役割を果たしている会議や活動がBであると仕分けている。充て職の活動をそこに入れると、概念が当てはまらなくなる。</p> <p>局長は、費用弁償や報酬が支給されるのは、議会費からではないという観点から説明していると思う。</p>
	柳 委員（副議長）	私が言ったのは、いまはAとBの領域の議題だけれども、公務性がないような説明に聞こえたから、間違いなく公務性はあるということを書いたかった。領域はCなのかXなのか分からないが、議員として公務性はある。
	田中委員長	<p>いわば、議会代表で出ている。仕分けの中でどこかに入れるなら、Xだろうな。Xを事実上二つに分けて分類したほうが分かりやすいと思う。Xを「上記以外の活動」にして、後続の葉山町は一つにしているが、これを若松市議会のように二つに分けたほうが町民に理解しやすい。我々も整理しやすいと思う。分けるか一つにするかは、後の議論だと思うのでここには書いていない。</p> <p>多様な活動があるので、川口委員が言われたような問題がほかにもあるかもしれない。</p>
	柳 委員（副議長）	結局、いまの川口委員の質問については、議会活動、議員活動ではないという捉え方か。
	田中委員長	<p>議会活動ではない。議会活動に伴う議員活動ではない。だから、町主催の行事に議員として参加することと同じ範疇で整理したほうがいいのではないかというのが、私の考え方だ。それでいけば、この領域の区分ではXということになる。</p> <p>会津若松市議会は、そこをさらに二つに分けている。葉山町は分けていない。会津若松市のように二つに分けて整理したほうが分かりやすい。</p>
	柳 委員（副議長）	<p>私の間違っていたら、時間がもったいなくて申し訳ないが、資料の最後に質疑応答で例を示してくれている。例えば、運動会のように全議員に案内が来るのは、ここにあるように議会代表として、あるいはそれに準ずるものと解することはできないというのは、議員活動まではいかないと整理できる。例えば充て職であれば、完全に議会代表だ。だから議員活動だと思うが違うのか。</p> <p>最終的には住民との意見交換がある。住民の捉え方は、都市計画でも、廃棄物減量の審議会でも、出席したら議員活動、議会活動とみなすと思う。議会は、それは議員活動ではないと、外すかもしれないが、住民は、議員が出席したらそれは議会活動、議員活動とみなす。</p>
	田中委員長	私もそう思う。だから、整理としては、それはX領域に入るだろう

		うと、そのほうが整理しやすいだろう。
	柳委員（副議長）	AでもBでもないけれど、仮にXとしても、最終的に皆さんの共通の認識として、それは議員活動として分類されるのかということ。
	田中委員長	職務としての議員活動だと思っている。ただ、AやBに入れると、違った性格のものが入ってしまって、訳が分からなくなる。だから、分けるのであればXだろう。Xでも、会津若松市議会のように、二つに分けて、その中の一つの区分に入れたほうが分かりやすいというのが、私の個人的な見解だ。
	川口委員	私も、このAやBに入れてくれという話ではない。共通理解として、そういうふうに理解すればいいなという確認だ。
	鈴木議会事務局長	<p>私が最初に言った、何のために議員活動を区分けするのかということからすると、これは議員活動で、この活動に何時間かかったの、それに係る手当として議員報酬がこれくらいになるという議論に、これからつながっていくだろうと思っている。公務は公務だけれど、議員としての公務と、審議会委員としての公務があって、議員として充て職で審議会委員になっているが、それはあくまでも審議会委員としての公務であると言った。</p> <p>例に出して申し訳ないが、議選の監査委員には、監査委員としての報酬が、議員の報酬とは別に支給されている。これは二重に支給されるものではない。考え方として整理されている。</p> <p>さきほど言った審議会委員も、日当や手当が出るものや出ないものがあると思うけれど、それは、それぞれの審議会の中で取り決めされた費用弁償が、その審議会委員として支給されていると理解していただきたい。そこに議員として出ているから、議員としての報酬を認めてくれということになると、重複して支給することになり得ると思う。そこを整理するために、はじめに申し上げた。</p> <p>ただ、充て職の議員としてその会に出席しないといけないので、それは議員としての務めであることは当然に分かる。議員として拘束される時間になると思う。公費の区分けのためには、それはちょっと別に仕分けないといけないのではないかとというのが私の考えだ。</p>
	柳委員（副議長）	公務性がある費用が発生する公務と、公務性があっても費用が発生しない公務が事実上あると受け止めていいだろう。
	田中委員長	<p>かつて、議員が参加している各種の委員会を整理したことがある。その時の議論の中で、報酬をもらって議員として関わっているのだから、費用弁償に当たるようなものは受け取らないという議論をしたことがある。</p> <p>監査委員は報酬が出る。これは、ほかの審議会などのような充て職ではないので、そこは別に考えたほうがいいと思う。</p> <p>充て職の場合は、議員であるがゆえに拘束され、その任務を遂行することになる。監査委員は充て職ではない。昔は農業委員があったが、あれも充て職ではない。必ず議員が出るということではなく、議会が推薦する委員で、たまたま議員を推薦することがあ</p>

		た。それには報酬をもらっていたので、監査委員と同じようにダブルカウントしてはいけない。
	鈴木議会事務局 局長	確認だが、町の審議会委員になっているけれども、議員は報酬や費用弁償を受けていないということか。
	田中委員長	その当時、受け取るまいという議論をした。議会の立場で、議員の立場で、審議会などの中で発言したり行動したりしないほうがいいというものは参加しないようにしよう、そして参加した場合は、議員報酬をもらっているから、その中の活動としては報酬を受け取るまいということを議論した。
	鈴木議会事務局 局長	そうになっているか。
		(「報酬ある。」「費用弁償ある。」などの声)
	田中委員長	交通費だろ。
	橋本委員	いや、日当に準ずるものが出ている。
	川口委員	廃棄物減量等推進審議会はある。
	田中委員長	都市計は。
	橋本委員	出ていた。振り込まれていた。8千円弱振り込まれていた。
	川口委員	多分、条例にそれぞれの審議会の委員長はいくら、委員はいくらと決められていると思う。
	橋本委員	町の充て職も無報酬の委員会と、報酬が出るものがあるので、一概には言えない。
	鈴木議会事務局 局長	普通の委員会の場合は、交通費くらいかもしれない。 審議会などは条例で、日額などで決められた報酬が支給されていると思う。
	柳委員(副議長)	青少協などにはないな。だから、日当を他から支給されるものは公務ではないということだな。
	田中委員長	議会活動、議員活動にはカウントしないということだ。
	橋本委員	しかし、副議長が言われる通りで、都市計などでも、「議員さん、頼むで」と言われる。それは、議員として扱われていることに間違いない。
	柳委員(副議長)	報酬うんぬんではなくして、自分自身が活動するにあたって、充て職でも出席する以上は議員だと思って出席するし、周りの人も当然、議員がどういう発言をするか耳を立てていると思う。費用が発生しなくても議員活動として認めてほしい。 報酬が発生する議員活動と、報酬は発生しないけれど事実上の議員活動の区分を作ってほしい。報酬が他から支給されるから、それは議員活動ではないという言い方は、基本的に嫌だ。ほかの町では作っていないかもしれないが、そういう区分を作ってほしいということだ。例えば、運動会に出席するのも、当然報酬はいらないけれど、公務で出ていると思っている。報酬は発生しないけれど、事実上の議員活動だという自負を持ちたい。議員でなかったら運動会に呼んでももらえないし、出ない。無報酬でいい。
	田中委員長	後のほうになると、いまの議論に出てきたような、対価は関係なしの活動、要するに四六時中、議員として見られている。議員とし

		<p>て当然にアンテナを張っている。実は、対価を支払われる活動かどうかは別として、議員であれば、そういう活動は、報酬を考えるとときにどうしても出てくる。目に見える形の計算をするしかないから、説明が付き、目に見える形の活動の時間を計算して、これくらいという算定をする。例えば、町の職員と比較してどうかという議論になったときに、8時間ずっと拘束されている職員との比較になると、職員と同じような拘束はないけれど、そういう部分が議員にはある。どこかの報告を見ると、最後はXかYか分からないけれど、数字でカウントはしていないけれど、目に見える時間外の議員としての拘束なり活動なりはあるということは理解してもらわなければいけない部分だと思う。それを職務というかどうかは別として。これは、この部分で結論を出さなくてもいいと思うけれど、このAにも、Bにも入らないという認識でいいと思う。だから、Xの範囲で議論することになると思う。個人的な活動ではないので、Cには入らない。</p> <p>ほかの審議会なり各種の委員会なりで、報酬が出る場合はどう扱うか、出ない場合はどう扱うかということも、頭の隅に置いてもらって、その議論の時に思い出してもらって議論していくということで、いまの問題提起はよろしく願います。</p> <p>ほかに、何か気が付いたことはないか。</p> <p>皆さんが気付く前に、局長から追加の説明をしてもらおう。この活動概要の表の中で、私の資料の仕分けに当てはめていない番号が二つある。128番と129番だ。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>昨年の3月議会の会期中にあったものだ。3月19日に中央公民館の建設現場を議員の皆さんが視察に行っている。これは、担当課のほうから現場を見てもらいたいということもあった。常任委員長等と相談した結果、中央公民館なので、総務教育常任委員会だと思うけれど、産業福祉常任委員会の皆さんにも見てもらいたいということだった。3月19日は全員協議会が開かれた日で、その前か後に、30分ほど現地を見に行った。これが、法的にどういう活動になるかということになると、仕分けがしにくいので、法定外とした。これが例えば、担当常任委員だけの視察、あるいは中央公民館建設調査特別委員会などを設置して、その委員会として所属委員が視察するというのであれば、その委員会としての活動、委員派遣ということにできると思う。</p> <p>もう一つ、東部広域行政管理組合の関係施設の視察にまわった。その日は視察が終わった後に予算審査特別委員会を開いた。これも、正式の法定の活動にどう組み込むかということが整理できなくて、法定外としている。例えば、予算審査特別委員会の中で、東部広域に支出する負担金の予算を審査するために、東部広域の施設の運営状況を調査するというのもできたかもしれないが、その手続きを取っていないので、法定外とした。</p>
	田中委員長	<p>この当時は、特別には意識していなかった。予算審査特別委員会で委員派遣の手続きをすれば、法定の活動になるということだな。</p>

		しておくべきなのだろう。
	鈴木議会事務局長	もう一つ説明させていただく。法定外ということになると、費用弁償の対象にもなくなると。また、その時に何か事故があったときに、公務災害の保障対象になりにくい、おそくならないということがある。議員の皆さんがその辺を承知の上で、自らの意志でされるということもあるかもしれないが、事務局としてもその辺が心配で、なるべく法定外の活動は避けたい。
	柳委員(副議長)	視察に行つて、転んで足の骨を折ったら公務災害の対象になると、みんなが思っている。実はそれは対象外だと後で言われても困る。公務災害がどれくらいまでという金額的なことも誰も知っていない。
	田中委員長	128番の中央公民館の時は全員協議会をしている。費用弁償ということであれば、そもそも支払われる日だ。129番の東部広域の視察も、予算審査特別委員会の日なので、使用弁償の関係では問題なかった。視察と表現しているこの活動そのものは、全協や特別委員会の活動ではないので、公務災害の問題がある。議会活動、議員活動の公務性との関係でいうと、きちんと手続きを取ることが求められる。 事の性格からすれば法定外ではなく、きちんと手続きしていれば委員派遣あるいは議員派遣になる。
	柳委員(副議長)	たまたま全協とか特別委員会があったから、その日は費用弁償が出るから、あえて派遣措置を取らなくてもいいという判断だったのか。もしも、全協とか特別委員会がなかったら、派遣の手続きを取っていたのか。
	鈴木議会事務局長	これまでも、特別に議員派遣の手続きなどはしていない。私が承知している範囲では、地域創生の関係で、島根県や和歌山県に全議員が視察に行かれた。これには特別委員会を設けているわけではなかったし、それぞれの常任委員会が同じ所を視察することができるかもしれないが、この件については、岩美町議会では議員派遣の手続きをして、現地視察をした。県の議長会に相談しながら、そういう手続きになったと理解している。 先の中央公民館の視察も、議員派遣の手続きを取れば公務扱いになるかもしれないが、何でもかんでも議員派遣の手続きをすればいいのかということになると、本来の公務性の観点から、住民にちゃんと説明ができるかどうかを常に念頭に置かなければいけない。
	田中委員長	派遣が先にあって、派遣手続きすれば公務になるということではない。
	柳委員(副議長)	議員がほとんど同じような活動をして、議員派遣という形を持ったら公務になるし、議員派遣の手続きを取らなかったら公務ではないということもある。住民から見たら、どちらも同じように重要な活動だと思われても、議員派遣の手続きをしない限りは、公務性がないということになるのか。その線引きが難しいということだと思う。
	田中委員長	公務性はあるけれど、法律上の公務から外れることになる。局長

		<p>が言ったように、議員派遣することにきちんと道理がある場合は、議員派遣の手続きをすることが必要だ。</p> <p>128番、129番の二つも、内容的な性格は議員派遣に値する。内容的には、委員会なり議会の活動として行っている。当時は意識していないからその手続きをしていない。東部広域の視察の場合は、予算審査特別委員会の議案審議の必要があって行っている視察だ。中央公民館の場合も、物珍しさで行っているのではない。</p> <p>今の件で、聞いてみたいということはないか。</p> <p>杉村委員。</p>
	杉村委員	<p>今の128番、129番の場合、例えば全協の会議の中で、予算執行ができていないか現地を見に行き、戻ってきてから全協を閉会するように、全協の報告か何かの議題にしておけば対応できたのではないか。東部広域の施設にしても、予算審査の中の現地確認のような位置づけにして、現地から帰ってきて、特別委員会を閉じれば、何の問題もないということになるのではないか。</p>
	田中委員長	<p>そこは、議会棟外での全協や委員会の活動が、派遣の手続きを取らなくていいかどうか疑問がある。</p>
	柳委員（副議長）	<p>後になって考えてみたらそうだったということ。杉村委員の意見は合っていると思う。</p>
	田中委員長	<p>いや、そういうふうにはできるかどうかという話だ。要するに、常任委員会なりの視察でもそうだ。視察に行く前に委員会を開いて、視察から帰って、委員会を閉じればいいということになってしまう。議会棟外での活動が、会議としての常任委員会が成り立つのか、全員協議会が成り立つのかという話だ。</p> <p>それができれば、行政視察も行く前に常任委員会を開いて、帰ってから閉じればいいことになる。</p>
	柳委員（副議長）	<p>知恵の使いどころだと思う。杉村委員が言われる通り、やるべきだ。公務災害も適用されることになる。</p>
	杉村委員	<p>全協の間に何か事故があって、公務災害の対象になったとしても、いったん終わって、それから公民館に行ったら、その部分は公務災害の対象にならない。その日は実費弁償が出る日だとしても、全協の時間帯は出るかもしれないが、それが終わってから中央公民館に行って、コケて、怪我をしたら、費用弁償が出る日であったとしても、これは公務災害の対象ではないという認識になるべきだ。そこをはっきりさせておかなければいけない。</p>
	田中委員長	<p>現状はそのとおりだ。</p>
	柳委員（副議長）	<p>私が杉村委員の言うとおりで言ったのは、全協の会議の中の議題に関連する現地視察ということにすれば、公務災害の保障の対象になるということだ。</p>
	田中委員長	<p>全協の活動時間になるということなら、私もすっきりする。</p>
	柳委員（副議長）	<p>局長を責めるわけではなく、いま考えたらそうだなと思う。その当時は、全協がある日だし、全協が終わったら行こうという申し合わせをして行ったということだ。</p> <p>今後は、全協の中で現地視察することが可能かということだ。</p>



鈴木議会事務局 局長	今、二つの例があった。中央公民館の建設現場の視察と、東部広域の関連施設の視察がある。中央公民館の時は、全協の日だったけれど、全協の中の活動として、中央公民館の視察をすればいいじゃないかということだ。これは、私としては、きちんと調べないといけない。全協は、あくまでも協議をする場であって、調査をするところではないので、現地視察などが可能かどうか、確認させてほしい。
杉村委員	今の局長の説明だけでいうと、現物をもって報告をしなければできない報告もあると思う。中央公民館の現物を見てもらって、報告事項の一つとして、その報告で現物を見てもらわないとできない報告として現物を見に行ってもいいのではないかという考え方だ。 局長のほうでよく調べてほしい。
鈴木議会事務局 局長	もう一つの東部広域の関連施設の場合は、先ほど説明したように、たまたま予算審査特別委員会の日に視察を行った。予算審査特別委員会の委員派遣という形で現地調査をすることは、その手続きをすれば可能だと思う。その手続きは、委員会の議決として、いつ、だれが、どこに、何の目的でということを決めて、それを議長に届けて視察をすることになる。
田中委員長	要するに、外に出て活動する場合は、必ず派遣の手続きをする必要があるということか。特別委員会なら特別委員会を開催する日で、その特別委員会の一部として、この場合、広域視察が入るのか、あくまでも外でやることだから派遣の手続きをきちんとしないといけないということなのか。 しばらく休憩する。
	休憩 午前11時06分～午前11時16分
田中委員長	再開する。 先ほどの疑問については、後ほど詳しく調べていく。一つは、会議と言えるかどうかポイントになると思う。議会棟あるいは庁舎から外に出て活動する場合は、基本的には議員派遣なり委員派遣の手続きを取ることがスッキリした考え方だ。当然、議会の活動としての前提があつての話だ。もう少し文献に当たって、調べることにする。
杉村委員	もう一つ疑問に思う。委員会でも全協でも、あるいは本会議でもどこでしなければならないという規定があるのか。
柳委員(副議長)	昔、局長が胸を張って、3階から一歩でも出てするのなら、それは派遣であると言っていた。
杉村委員	もし、そういう規定があるなら教えてほしい。
田中委員長	それも含めて、ほかの場所で会議が開けるかどうかということと、議会棟あるいは庁舎外で開けるかどうかということも追加して調べたい。これには、町民の皆さんに説明する材料という意味がある。議論する中では、そういう疑問が出てくるだろう。そういうことも含めて整理したい。 今までのところで、皆さんよろしいか。
田中委員長	そうしたら、領域Cに移る。法で定めた法令の自治法、会議規

		<p>則、委員会条例で定めた会議などの活動である領域Aと、それに定めてないけれど、領域Aを執行するうえで必要とされ、事実上協議調整の場としてこれまで位置付けられてきた会議等の議員活動である領域Bとに付随する議員活動が領域Cと区分けしている。</p> <p>会津若松市議会の資料の抜粋を付けている。会津若松市議会は定数と報酬の両方、市民と意見交換をしている。その中で報酬についての部分の、資料の表紙にあるように、平成22年度第6回市民との意見交換会で市民の皆さんに資料として配ったものの抜粋だ。</p> <p>この資料の6ページ③領域C（領域A及び領域Bに付随する議員活動）だ。会議、委員会、これを領域A、及び協議・調整の場（領域B）と記されているが、私が示した整理の中では、ここの協議・調整の場まではどちらも領域Aに入れて、法定外の実上の会議をBにしている。我々の場合のA、Bに付随する議員活動とは、議案審議や一般質問、政策研究、政策立案等を行うため必要となる事前準備に関するすべての活動で、政党活動、政治活動は除く。具体的には、本会議における一般質問の原稿作成や議案の精読などの活動、質問準備のための現地調査や調査研究などの活動をいう。</p> <p>その下に書かれている「直接」や「関節」などは、あまり考えなくていいと思う。</p> <p>領域Cの議員活動なしには、領域A、Bの議会活動の正式な会議等が運営できないこととなるので、付随する議員活動としての領域Cについても、公務性のある議員活動に位置付けることとするということだ。</p> <p>個々具体的な活動でいくと、さまざまあると思う。調査研究も文献による研究もあるだろうし、現地を視察する、あるいは聞き取りをするなど、さまざまだと思う。こんなの当たり前だがと、思うかもしれない。</p> <p>自分のこれまでの活動を振り返ってみて、どうだろうか。</p>
	柳委員（副議長）	<p>どんな本を読んでも、議員のあるべき姿として、まず住民の中に飛び込んで行け、声を拾って、それを整理統合して、一つの意志をまとめ、一つの方向性をまとめ上げるという大変難しい職責を担っているのが議員であると、そう書いてある。</p>
	澤委員	<p>そんなものがあってもなくても、当然だ。</p>
	柳委員（副議長）	<p>全部が議員活動になるということだ。</p>
	田中委員長	<p>議会活動というふうにくくった会議や活動に付随する活動としていっているので、いつもアンテナを張って歩いているというだけでは、活動が見えない。</p>
	柳委員（副議長）	<p>もう一点、へりくつを言うようだが、さまざまな意見を伺って、例えば自分が所属する委員会で、ある案件についてこれはこうするべきだと発言して、そこで委員会が開催され、あらためて審査をすることになったら、議会活動に入っていくことになる。住民との対話、住民の中に飛び込んだ活動は、おのずと正式に議員活動だ。</p>
	田中委員長	<p>それはたぶん端緒だ。例えば、誰かに出会ってある話を聞いた</p>

		ら、それにピンときて、そこから調べるという活動が始まると思う。そこをやるかどうかだと思う。
	柳委員(副議長)	調査研究をやるために、何らかのヒントなり、一石を投じてもらおう、その一石に出くわすためには、歩かなければいけない。議員が住民に飛び込むとか、地域に飛び込まない限りは、そもそも発展するわけがない。
	田中委員長	歩くから、偶然に出会うわけだ。やはり、偶然だ。
	柳委員(副議長)	必然だ。
	田中委員長	いや、Aさんに会うのは偶然だ。Bさんに会うのも偶然。必ずAさんやBさんに会ったりするわけではない。偶然はきっかけだ。そこでヒントを得たら、問題意識をもって、聞き取りをしてほかの人にも聞いたり、CさんやDさんに聞いたり、調査したり、視察したり文献で調べたりという活動が始まる。そこが、我々の議員たるゆえんだと思う。
	柳委員(副議長)	そのきっかけがないと、文献の調査研究にも発展しない。きっかけを作っていくのも議員活動だと思っている。
	田中委員長	そういうアンテナを張って、我々は24時間、生活をしていくべきなのだと思う。だから、これに1時間、あれに30分などでは測れない、可視化できないものを含んだ活動に対する対価としての報酬だということを、町民に理解してもらわなければいけない。 実際に、それにどれくらいの時間を要していると、何日何時間と出した場合、それにとどまらない、計算に入らない分野が議員にはあるということを含めて、その時間のことを理解してもらわないと、納得を得られないと思う。それは時間の話で、もう一つは、議会や議員の活動として成果が上がっているかどうかということが、もちろんあるが、これは置いといて、議員の活動時間ということであると、そういうものだろう。
	柳委員(副議長)	今言ったのは、このCの中の議員個人の視察にあたるのか。
	田中委員長	「視察」という言葉を使えば、視察だ。
	柳委員(副議長)	おおいに視察すべきだと思う。お金がかかる視察と、せめてお車代で、町内とか鳥取市内を見て回って、歩いて回っても視察になる。でも個人で違う。例えば視察で自分はこのことを調べたいから、上京して調べたいとか、それはおおいに視察になるかもしれない。本当に自分が議員という自覚をもって、1日24時間、365日アンテナを常に上げて、自分ではこれを議員活動として、個人視察として行っていると主張しても、駄目なのか。
	田中委員長	それは駄目だろう。それはきっかけづくりだ。きっかけづくりでアンテナに引っかかったものを、問題意識を持って具体的に政策としてまとめるために、いろいろ調べるとかということになると思う。政策をまとめるだけでなく、行政を監視、チェックする問題も同じだ。知らなかったけれど、こんなことができているらしいということに気づいたら、チェック機能としていろいろ調べることにつな

		<p>がっていく。</p> <p>我々は、四六時中アンテナを張っていないと、議員だと言って歩いているだけでは、ぼやっとしていたら偶然にぶつからない。それは時間にカウントできない。24時間カウントするわけにはならない。</p> <p>新しい人も、期歴を重ねた人も含めて、A、Bに付随する我々議員の活動を、認識を新たにしたり深めたりすることにもなると思うので、それぞれが現にやっていることもあるだろうし、こんなことをしたいとか、こんなふうになりたいと思っているとか考えていることを出してもらって、議論してはどうだろうか。</p>
	寺垣副委員長	<p>今、副議長が言われたことで、わざわざ歩くこともあるし、たまたま歩いている時に実は声をかけられて、そこから自分で問題意識をもって活動することもある。岩井の場合は、公衆浴場があって、そこで顔を合わせる人に、「これはどうなっているか」と聞かれることもある。領域Cには、地区の問題や地域の問題を探していくという、自ら足を運ばなければいけない分野と、議会だよりの原稿を書かないと議会だよりの委員会自体が開催できないことになるわけで、原稿を書くという必ずしなければいけない分野とがあると思う。AとBという必ず来るだろうところに向けても、一番町民に見えないところが領域Cだろうと思う。それをいかに自分でやっていくかだと思っている。</p> <p>よく分からないところ、疑問点としては、やはり、人と会って、それを自分のためにしていく、そこも領域Cに入るか否かということもあると思っている。</p>
	田中委員長	<p>会津若松市議会の資料では、会議に直接的に付随する活動と、会議に間接的に付随する活動とに分けている。「両者の程度の差については、議員活動換算日数モデルにおいて、活動時間の差として反映させた」ということが書いてあるが、よく分からなかったので、さきほど読まなかった。今、副委員長が言われたことは、会津若松市議会のこの分け方とイコールではないが、程度の差があるということだろう。</p> <p>A、Bの活動そのものに関わる、それこそ原稿を書かなければ身もふたもない活動と、そうでもない活動がある。そうでもない活動も含めて、会議を会議たらしめ、会議に参加する議員として町民の負託に応えるためには、さまざまな活動がCの中には含まれると思う。自分を振り返って、これからこんなふうにしたいということもあるだろう。これは報酬、対価としての活動なので、それに値するという自覚がないと困る。</p>
	森田委員	<p>さきほど言われたように、私自身はほぼほぼ一般質問の原稿作成が議員活動だ。町民の声をいろいろ聴くが、それを一般質問の形にすることがものすごく大変で、話を聴くだけでは組み立てができない。いろいろな調査も必要。分からないことも多々あって、3か月があつという間に来てしまうのが現実。町民はいろいろ話をする中で、自分が言ったことを一般質問の中で言ってくれたとおっしゃる</p>

		<p>人もいるので、私の議員活動ではCが最も重要で、ここを自分の中でどう位置付けるか難しい。</p> <p>やはり、偶然もあるかもしれないが必然もあると思う。実際に自分が意識をもって足を運んで、いろいろなところに出向いて行かないと、そういうものは拾えないと実感している。町民の中は、なかなか私に話をしてくれない人もいるので、自分が意識をもっていかなければいけない。</p>
	橋本委員	<p>領域Cは、人と会う対人的なところと、デスクワークで原稿を書いたり、資料の収集や分析で、個人差も大きいと思うし、表にも出にくい分野だろうと思う。それを共通にしてデジタル化するのは、すごく難しいと思う。それをこれからどうしていくのか。インターネットを見るのも、情報収集としてみるのか、漠然とヤフーニュースを見ているのか、ヤフーニュースを見ているけどそれを一つの問題の提起として深堀していくかによって全然違ってくると思う。なかなか難しい項目だ。</p>
	田中委員長	<p>偶然か必然かという話。新聞を毎日見る。意識の中に町政だったらどうかという意識がある。アンテナに引っかかる記事があったりするが、それはCではない。引っかかったときに、その問題についてほかの関連する文献を調べたり、新聞だったり本であったり、ネットで検索することもあるし、人に聴くこともあるし、そういうことが通常の新新聞を読むこととは違う。それをきっかけにして、出たものに問題意識をもって行うのがCだと思う。通常の新新聞を読むことはCではない。そう分けるしかない。</p>
	柳委員（副議長）	<p>一般の人新聞を読めばそれは購読で、議員が読めばそれは調査研究になる。</p>
	田中委員長	<p>いや、全部になるわけではない。</p>
	柳委員（副議長）	<p>なる。そう思って読んでいる。</p>
	田中委員長	<p>そうしてしまうと、もう見えない。</p>
	柳委員（副議長）	<p>今は、分かりやすく言った。こういう考え方もあるだろうけれど、どこかで線を引かないといけない。</p> <p>委員長が言われるのは、問題の提起ができるところを軸として、基盤として調査研究を進めることはCに値するけれど、単に新聞を読んでも議員活動にはならないということ。あえて、そういう人もいるということをおうとした。</p>
	田中委員長	<p>Cのきっかけをつかむためには読まないといけないし、歩かないといけないし、人の話を聴かないといかないということだ。</p>
	柳委員（副議長）	<p>きっかけづくりも議員活動とみなすべきという意見をたまたま出したが、それに対してどう答えるか、皆さんと認識を合わせようとした。</p>
	田中委員長	<p>きっかけだけで終わったら議員活動でない。そこから発展させて、まとめたり調べたりする活動がCになる。きっかけだけで終わったら、それはきっかけだけの話で、Cにはならない。</p>
	柳委員（副議長）	<p>会津若松市は、この当時から政務調査費は出ているのか。</p>

	長)	
	田中委員長	政務調査費は出ている。
	柳委員（副議長）	今の町村の議員報酬の中では、いわゆる視察費も含めたら、自分の調査研究費をとっても出せない。このCの中で重要なのは、きっかけを基にして、自分が所属する町のために、これを何とかしたいと思って調査研究するだけの費用が要ると思うけれど、肝心要のこの調査研究費が岩美町にはない。会津若松市議会なんかはどれくらい出ているか。
	田中委員長	会津若松市議会は月額報酬が47・8万円だ。政務活動費は分からない。
	柳委員（副議長）	大きいところは月に10万円とか20万円とかだと思う。
	田中委員長	鳥取市が月に3万円かな。
	澤委員	市議会は年間にだいたい3・40万円ではないか。
	田中委員長	町村が多くても月に1万円くらいだろ。町村の場合、1万円ないところが多いと思う。
	柳委員（副議長）	そんなものか。
	田中委員長	調査にお金がかかるうんぬんは置いておいて、政務調査費を出すのであれば、今は名称が政務活動費だけれど、このCの活動になる。動けば必要だし、文献を必要とするものなら購入費用が要る。 イメージとして、自分の活動に照らして、このCの活動領域はだいたい分かるか。この際だから、この部分をもっとやろうという思いになればいい。 ここでは議案でも「議案の精読」となっている。さらさらと見ただけではいけない。精読にも個人差があると思う。
	柳委員（副議長）	1回しか読まない人もいれば、繰り返し10回でも読む人もいる。
	田中委員長	読み方にもいろいろある。突っ込んで読む個所もあれば、突っ込まなくてもいい個所もあるだろう。いずれにしても、ちゃんと議案審査に臨めるような努力がいる。
	柳委員（副議長）	Cでいうと、政務活動とか調査研究のための議員個人視察、ここをきちんと住民に説明すれば、住民が受け入れてくれるところだ。住民に「議案の精読」なんて言えば、「当たり前だが」と言われる。
	田中委員長	当たり前のことに、対価として報酬をもらうということだ。当たり前をきちんと示さなければいけない。当たり前の活動をしていないということになると話にならない。 杉村委員。
	杉村委員	私個人の考えだが、AやBをするためには、Cがなければできないと思っている。アンテナという話があるが、アンテナの感度を上げるためには、いろいろな情報から自分の知識を向上させる必要がある。具体的に言うと、私の場合は各紙の新聞を読んだり、ほかの方法でも国や県の情報がある程度収集したり、切り抜きなどもし

		て、それがなければアンテナの感度が上がらない。Cを行った後でAやB行って、それらの広報活動を主権者に対して行って、ただ広報するだけでなく、その反響をいただくことでCのところ膨らんでくる。領域Xと領域Cのところ、広報活動が中途半端なところにあるが、私としては、広報活動は当然にCに入ってくるべきで、それらの背景のもとにBがあり、Aがあつて、そしてそれらがぐるぐる回っていくということだと思う。アンテナの感度を高くしていくことも当然にCであるし、それらを行ったことの反響ということも当然にCである。私としては、CがなければBもなければAもないと受け止めている。
	田中委員長	そのとおりだと思う。CはCで独立してあるわけではない。升井委員。
	升井委員	Cは議員として当然のこと。その中で怪我をしようが、犬にかまれようが、仕方ないと思う。
	田中委員長	局長、Cについて何か意見があるか。
	鈴木議会事務局長	<p>今日お配りした資料の3枚目、7ページとなっているところに図1イメージA、B、Cの関係が載っている。領域Cの1というところは、当然に必要で、どなたが議員をされても質問原稿を作成したり、それを行うために書こうとしていることが間違いないかどうか調べたりされると思う。問題は次の領域Cの2というところだと思う。ここでは、質問準備のための調査研究とか、現地調査となっている。これをどこまで範囲を広げるのかということなのかなと思っている。</p> <p>議員でなければしないであろうことであれば、ここに入ってくるかもしれない。議員でなくても、新聞を読んだり、人と世間話をしたりということはあると思う。住民の日常生活の中でいろいろな問題が出てくると思う。一般の住民もいろいろな問題意識をもって、町はもっとこんなことをしてくれないといけないということがあると思う。そういう意識を議員が拾ってきて、議会の中でそれを発言されると思う。一般の住民も日常生活の中でいろいろな問題意識を持つけれど、議員も当然に問題意識を持つことになる。それを議員の活動だと言ってしまうと、住民からは「え？」という話になりはしないだろうかと思う。私の意見である。</p>
	杉村委員	今、局長が言ったことは、たぶんそうだと思う。議員でなかったらしないことは、Cの2のところだと思う。新聞購読の話があつたが、我が家では2紙取っていて、近所の人から3紙もらって、結局5紙読んでいます。議員をしていなければ人からもらってまでして5紙読むことはない。議員をしているからアンテナを高くするために5紙読んでいます。議員をしていなければ地元紙くらいしか読んでいないと思う。新聞購読だけだったらCの対象にならないという話もあつたが、私としては、アンテナを高くするためにはそこは議員として必要だという認識で読んでいますつもりだ。そういう意味で、私個人としては、地元紙以外の4紙はCの2に入ると考えている。
	田中委員長	ただそこは、A、Bに付随する活動という前提がある。入れるか

		入れないかは、それぞれの判断にお任せする。A、Bをきちんとするために個人活動ということだと思ふ。
	柳委員（副議長）	議員の職責を果たすためにCの活動がある。会議に出席して何を発言できるか、Cの活動いかんに関わっている。これだけの準備をするための費用が要ということだな。早く出してほしい。
	田中委員長	費用が足りないと言うために、これだけ活動しているということ、今やろうとしている。 だいたい、こういう活動についてどれくらいの時間を自分としては費やしているかということ、皆さんに自己チェックをしてもらいたいと思う。 あとで副委員長と局長と相談して、書式を作成して皆さんにお届けする。まだXがあるので、Xの整理もしないといけないので、次の会で提出してくれということではないが、協力をお願いするために、認識を十分持ってもらおうという気持ちで今日の会議を進めた。思い起こしていただいて、協力をよろしく願います。
(2)その他	田中委員長	そのほか、何かあるか。 智頭町議会が3月議会で、報酬改定で議員は22万9千円を28万円に5万1千円上げて、議長は33万円が35万円になっている。委員長などの区分はない。智頭町議会の事務局から答申の写しをもらったので、今日コピーして帰るときに渡す。
	柳委員（副議長）	10万円くらい上げないと。
	田中委員長	私の感想は、期待値に基づくものだと感じた。
4. 閉会	田中委員長	以上で、議会活動の在り方検討特別委員会を終わる。
		閉会 午後0時05分

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会  
議会活動の在り方検討特別委員長